

山梨県公報

第千五百二十四号

平成十六年

十一月十五日

月 曜 日

目 次

保安林の指定の予定(二件).....	七四五
腐蝕病のまん延を防止するためみつばち等の移動を禁止する区域の指定の解除.....	七四五
道路の区域変更.....	七四六
道路の供用開始.....	七四六
変更後の県営土地改良事業計画の写しの縦覧.....	七四六
公告	
開発行為及び公共施設に関する工事の完了について.....	七四六
その他	
漁業法による水産動植物の取扱いの制限.....	七四七

告 示

山梨県告示第五百三十二号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする予定である。

平成十六年十一月十五日

山梨県知事 山 本 栄 彦

- 一 保安林の所在場所
南巨摩郡身延町大塩字日陰八五〇の一、八五〇の二、字石原八九〇
- 二 指定の目的
土砂の流出の防備
- 三 指定施業要件
 - (一) 立木の伐採の方法
1 次の森林については、主伐は、択伐による。
字日陰八五〇の一、八五〇の二、字石原八九〇(次の図に示す部分に限る。)

- 2 その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
 - 3 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - 4 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- (二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。
- (「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を山梨県庁及び身延町役場に備え置いて縦覧に供する。)

山梨県告示第五百三十三号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする予定である。

平成十六年十一月十五日

山梨県知事 山 本 栄 彦

- 一 保安林の所在場所
南巨摩郡身延町伊沼字天神畑二一六の一、字淵ヶ窪五二八から五三〇まで、五三七の一
 - 二 指定の目的
土砂の流出の防備
 - 三 指定施業要件
 - (一) 立木の伐採の方法
1 次の森林については、主伐は、択伐による。
字天神畑二一六の一・字淵ヶ窪五二九・五三七の一(以上三筆について次の図に示す部分に限る。)、五二八
 - 2 その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
 - 3 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - 4 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (二) 立木の伐採の限度
次のとおりとする。
- (「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を山梨県庁及び身延町役場に備え置いて縦覧に供する。)

山梨県告示第五百三十四号

山梨県家畜伝染病のまん延防止に関する規則（昭和三十一年山梨県規則第五十二号）第四条第一項の規定による腐蛆病のまん延を防止するためみつばち等の移動を禁止する区域の指定（平成十六年山梨県告示第四百二十六号）は、解除する。

平成十六年十一月十五日

山梨県知事 山本 栄彦

山梨県告示第五百三十五号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定により、次のとおり道路の区域を変更する。その関係図面は、山梨県土木部道路管理課及び峡東地域振興局右和建设部において、この告示の日から平成十六年十二月六日まで一般の縦覧に供する。
平成十六年十一月十五日

山梨県知事 山本 栄彦

- 一 道路の種類 県道
- 二 路線名 甲府玉穂中道線
- 三 道路の区域

区 間	旧 新		敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
	旧	新		
東八代郡豊富村大字浅利字一ノ出シ割二九二番の四地先から 東八代郡豊富村大字大鳥居字東原三六二番の一地先まで	八・〇	九・五	二二・五	一一三・〇
	一一三・〇	一九・〇		
		九・三	二七・〇	一四三・〇
		二七・〇		

山梨県告示第五百三十六号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。その関係図面は、山梨県土木部道路管理課及び富士北麓・東部地域振興局都留建設部において、この告示の日から平成十六年十二月六日まで一般の縦覧に供する。

平成十六年十一月十五日

山梨県知事 山本 栄彦

道路の種類	路線名	区 間	延 長 (メートル)	供用開始の 期日
県道	四日市場上野原線	南都留郡秋山村字イヤナ二二七〇八番の三地先から 南都留郡秋山村字イヤナ二二七〇七番の三地先まで	五一・四	平成十六年十一月十五日

山梨県告示第五百三十七号

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第八十七条の三第六項において準用する同法第八十七条第五項の規定により、県営土地改良事業（担い手育成畑地帯総合整備事業花園地区）計画を変更したので、次のとおり関係書類を縦覧に供する。
なお、この公告に係る決定に対して異議があるときは、これを申し立てることができる。

平成十六年十一月十五日

山梨県知事 山本 栄彦

- 一 縦覧書類
変更後の県営土地改良事業計画書の写し
- 二 縦覧期間
平成十六年十一月十六日から同年十二月十四日まで
- 三 縦覧場所
塩山市役所
- 四 異議申立期間
平成十六年十二月十五日から同年十二月二十九日まで

公 告

● 開発行為及び公共施設に関する工事の完了について
都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条第一項の許可に係る次の開発行為に関する工事及び開発行為のうち公共施設に関する工事は、完了した。
平成十六年十一月十五日

山梨県知事 山本 栄彦

- 一 開発区域（工区）に含まれる地域の名称
甲斐市中下条字御証作一四六七の一、一四六七の五、一四六七の六、一四六七の七、

- 一 四六七の八、一四六七の九、一四六七の一〇、一四六七の一、一四六七の二、一四六七の三、一四六七の四及び一四六七の一五の区域
- 二 公共施設の種類、位置及び区域

公共施設の種類	位置及び区域
道路	次の図のとおり
水路	

（「次の図」は、省略し、その図面及び関係書類を峡中地域振興局建設部及び甲斐市役所に備え置いて縦覧に供する。）

- 三 開発許可を受けた者の住所及び氏名
甲府市飯田四丁目一番二十一号 株式会社デー・プラン 代表取締役 高城正男

その他

山梨県内水面漁場管理委員会指示第十一号

漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）第六十七条第一項及び第三百三十条第四項の規定により、水産動植物の保護を図るため、本県内のコイ（マゴイ及びニシキゴイをいう。以下同じ。）の取り扱いを次のとおり制限する。

平成十六年十一月十五日

山梨県内水面漁場管理委員会

会長 笠原正五郎

一 指示内容

1 放流の制限

本県内においてコイの放流（再放流を除く。）をしてはならない。ただし、当該コイがコイヘルペスウイルス病検査で陰性が確認されたコイと同一飼育池のコイ群に属する場合及び公的研究機関が試験研究の用に供する目的である場合は、この限りでない。

2 持ち出しの制限

本県内において、コイを採捕した者は、採捕したコイをその場から持ち出してはならない。ただし、公的研究機関が試験研究の用に供する目的である場合は、この限りでない。

二 指示の区域

山梨県内の公共用水面（区画漁業権漁場を除く。）

- 三 指示の期間
平成十六年十一月十七日から平成十七年十一月十六日まで

発行者 山梨県 甲府市丸の内一丁目六番一号
印刷所 (株)サンニチ印刷 甲府市北口二丁目六番